

静岡県新規就農者育成方針について

令和8年5月

静岡県経済産業部農業局農業ビジネス課

1 新規就農者の確保に向けた課題、目標

〈課題〉

- ・本県の新規就農者数は一時減少する時期がありましたが、令和3年以降は毎年300人以上が新規就農しており、今後も330人/年を維持することが課題です。
- ・農家後継者の就農が年々減少しており、今後も本県の農業産出額を維持していくためには、毎年継続して独立自営による就農者や農業法人等への就職者を確保していくことが必要です。
- ・しかし、独立・自営就農においては、他産業や他地域との人材獲得競争が激化や資材費高騰による初期投資額の増加等を理由に、一年間の実践研修を支援する「がんばる新農業人支援事業」の応募者獲得に苦戦しています。
- ・さらに、雇用就農者においても、毎年160名程度が県内の農業法人等に就職しているものの、その約半数が5年以内に離職している状況にあり、人材の定着が課題となっています。

〈目標〉

- ・静岡県の新規就農者数目標値330人/年
- ・就農後の定着率向上

2 新規就農者に対するサポート内容

〈地域と農業の紹介〉

本県は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、数多くの農産物が生産されています。その中でも茶とみかんは本県を代表する農産物で、産出額は茶、みかんともに全国2位です（令和6年産実績）。また、温室メロン、いちごのほか、ばらやガーベラなど花きの施設園芸も盛んに行われており、新技術や新品種の導入により品質の高い多彩な農産物が全国に向け出荷されています。

〈主な農産物〉

茶、わさび、ガーベラ、みかん、メロン、いちご、チンゲンサイ、ばら、セルリー、レタス、きく、たまねぎ、ねぎ、ばれいしょ、かんしょ

〈県内のサポート体制〉

支援分野	担当機関・部署名	支援分野	担当機関・部署名
就農に向けた相談窓口	静岡県農業ビジネス課、公益社団法人静岡県農業振興公社、県内各農林事務所生産振興課、県内市町農業振興関係課	農業者による指導	静岡県農業経営士、農業法人等
研修支援	公益社団法人静岡県農業振興公社、県内の先進農家等の研修機関等	販路支援	県内JA等
技術・経営指導	JA生産部会、農業者、県内各農林事務所	生活に係る支援（住居、子育て等）	静岡県くらし・環境部企画政策課、県内市町移住担当課
農地確保支援	市町の農業委員会、静岡県農地中間管理機構	事務局・全体調整	静岡県農業ビジネス課
機械・施設等の確保支援	県内JA	資金相談	県内JA、日本政策金融公庫静岡支店等

〈新規就農者への支援内容〉

区分	支援項目	支援内容の紹介
就農意欲喚起	○ 就農・移住相談対応、就農相談会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回程度、県外在住者を対象にオンライン就農相談会を開催しています（静岡県農業ビジネス課）。 ・年3回程度、全国規模の就農相談会（新・農業人フェア等）へ出展します。 ・年2回程度、東京で移住相談会（静岡まるごと移住フェア）を開催し、就農相談ブースを出展しています。（静岡県くらし・環境部企画政策課・農業ビジネス課） ・随時、電話等による就農相談を受け付けています（公益社団法人静岡県農業振興公社、県内各農林事務所等）。
	○ 就農体験ツアー・インターンシップの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・短期間（2日間以上）の農業体験を行う「就農トライアル」を実施しています。農業を実際に知ることができる機会なので、就農を希望される方は是非御参加ください。 ・例年10月・2月に、長期実践研修の受入地域を回る「新規就農者現地見学会」を開催しています。お問い合わせは、公益社団法人静岡県農業振興公社までお願いします。
	○ ホームページ、パンフレット等での情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人静岡県農業振興公社 HP にて、随時情報提供しています。
就農前の支援	○ 研修の実施（生産技術・農業経営の研修、研修先とのマッチング等）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域受入連絡会（県内 JA、市町、県、指導農家等）が新規就農希望者に1年間以上の実践研修や就農準備等の総合的支援を実施する「がんばる新農業人支援事業」を実施しています。詳細は、公益社団法人静岡県農業振興公社HPをご確認ください。
	※ 就農に向けたサポート（就農相談窓口の設置、就農先の紹介、マッチング等）	<ul style="list-style-type: none"> ・「がんばる新農業人支援事業」において、地域受入連絡会の構成員が支援します。
	※ 農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	<ul style="list-style-type: none"> ・「がんばる新農業人支援事業」において、地域受入連絡会の構成員が支援します。
	※ 販路確保、販路開拓に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「がんばる新農業人支援事業」において、JA が支援します。
	○ 生活に関わる支援（住居のあっせん・手当、研修手当、子育て支援等）	<ul style="list-style-type: none"> ・希望移住先の市町担当課までお問い合わせください。
就農後の定着・経営発展に向けた支援	○ 就農後の生産技術・経営力向上のための指導、研修	<ul style="list-style-type: none"> ・県内 JA や県内各農林事務所が新規就農者に対して技術情報の提供や指導を行っています。
	○ 規模拡大に向けた農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町の農業委員会、静岡県農地中間管理機構により農地の確保を支援しています。 ・県内 JA により施設・機械のあっせん、営農資金の相談等に応じます。 ・県により業務の効率化や経営改善等を支援します。
	○ 販路確保、販路開拓に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村発イノベーションサポートセンター（県内各農林事務所地域振興課）による販路開拓等の支援を受けることができます。
	○ 地元農家や地域住民との交流促進の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・JA 生産部会の活動や、県内各農林事務所主催の青年農業者セミナー等により、他の農業者と交流できます。
	○ 生活に関わる支援（住居のあっせん・手当、子育て支援等）	<ul style="list-style-type: none"> ・希望就農地の市町担当課までお問い合わせください。

3 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業（以下、事業という）の交付対象者候補を

選定するために都道府県が独自に設定する要件

本県は様々な者に事業の活用を促す観点から、交付対象者候補の選定に当たっては国実施要綱別記1の第5-1及び第5-2の1に規定される要件を用いることとし、独自の要件は設定しません。

4 事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる別表1-1及び1-2の2に基づく都道府県加算ポイントの設定

本県は以下の基準により、事業の県加算ポイントを付与します。

No.	項目		ポイント
1	研修	静岡県が認定する研修機関等で研修を受けた者、親元就農者又は雇用就農資金を活用して研修を受けた者	県の持ち点の5割を左記に該当する者に平均して配分 ^{※1}
2	所得	目標年度における目標販売額(収入額) ^{※2}	県の持ち点の5割を目標年度における目標販売額が高い者から順に1ポイントずつ配分 ^{※3}

- ※1 小数点以下は切り捨て、切り捨てた点数の合計は「2 所得」の県の持ち点に合算します。
- ※2 新規就農者育成総合対策実施要綱別記1の別紙様式第1号-1及び別紙様式第1号-2の別添1により確認します。
- ※3 県の持ち点が事業実施主体から申請のあった本事業の助成を受けようとする者の合計を上回った場合は、目標販売額が高い者から順に持ち点がなくなるまで追加して1ポイントずつ配分します。県の持ち点が事業実施主体から申請のあった本事業の助成を受けようとする者の合計を下回った場合は、目標販売額が高い者から順に持ち点がなくなるまで配分します^{※4}。
- ※4 目標販売額が同額の者が複数で持ち点が不足する場合は、同順位の者全員に(追加)配分しません。